



親の会だより

第73号平成24年11月 発行

東大阪市手をつなぐ親の会

(題字 吉岡名誉顧問)

(年 3回)

## 大阪大会を終えて

会長 坂本 ヒロ子

9月9日、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長に就任してはじめての大阪知的障害者福祉大会。下記のように挨拶をさせていただきました。

皆様の前で はじめてご挨拶させていただきます。

この度理事長に就任いたしました坂本ヒロ子です。

藤田理事長は『「育成会」は「親の会」なので理事長には親になってもらいたい。そして役員の皆さんで選んでほしい』と言われ、私が推薦され、8月8日の理事会で承認されました。その藤田前理事長の理事長を親にとのおもいを重く受け止めたいと思います。私は、我が子だけが幸せになることはない。障害のある人すべての人が幸せになってはじめて我が子も幸せになれるとの思いだけで活動してきました。知的にも身体も重度、重複障害をもつ26才の息子の母です。

この大阪で、それぞれの市町村で、私達の子供が心豊かに暮らし続けられるよう 皆さんと共に活動していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

そういう意味でも 今回の第53回大阪知的障害者福祉大会『みんなで ええやろーこのまちで暮らす、暮らし続ける一』は、自分たちの地域での暮らしについていろいろ考えるきっかけやヒントになったのではと思います。地元に戻って 又、育成会の各部会に持ち帰って 大きくふくらませて下さい。

中央情勢報告『みんなで知ろう 新しい制度のこと』では 田中正博常務理事から「地域生活（一人暮らし、ケア・グループホーム、家族同居）に必要なサービス」や「地域に求める支援のあり方」を聞きました。

障害者総合福祉法の付帯決議の「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における住居の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと」が、真に高齢知的障害者が安心して終末を地域で迎えられるよう 全日本手をつなぐ育成会には、国に要望・提言していただきながら、東大阪市手をつなぐ親の会は勉強会、研修会を重ね、形あるものにしていき、安心の一つにしていきたいと思います。

# 東大阪市市長へ要望書提出

9月10日、会長、副会長、橋本常務6名で西田福祉部長、橋本障害者支援室長同席の元、市長に要望書を手渡しさせていただきました。

ご公務で ご多忙の中、いろいろ要望を聞いて下さったことに感謝致します。  
要望項目と要望事項の一項目の回答を得ましたので、記させていただきます。

## 知的障害者（児）福祉に対する要望

- 1、「共生社会の実現」について
  - 自分らしく生きていける地域を目指して知的障害者（児）の特性理解の為の啓発、研修等の実施をお願い致します。
- 2、「移動支援」について
  - 施設入所者の利用時間数の増加をご検討下さい。
  - 自宅発着等以外の利用時間をなくし、利用者のニーズに見合った利用が可能になるよう早急に取り扱いの見直しをお願い致します。
- 3、「共同生活介護・共同生活援助」について
  - 新築される高井田の市営住宅の一部をケアホーム、グループホームとして提供いただけるようお願い致します。
- 4、「相談支援」について
  - サービス等利用計画作成の対象者の大幅拡大も含め、相談支援のますますの充実をお願い致します。
- 5、「成年後見制度利用促進」について
  - 被後見人の負担が大きくなるよう、また成年後見人等の事務が本人支援という観点から的確に行われるよう必要な施策拡充をお願い致します。
- 6、「障害者虐待防止法施行」について
  - 10月からの施行に向け、体制整備等遺憾のない取り組みをお願い致します。
- 7、「安心・安全な生活支援」について
  - 障害者を地域で支える体制づくりについて、市としての具体的なシステム作りの検討をはじめして下さい。
- 8、「防災」について
  - 要支援者である知的障害者（児）の障害特性を関係先へ周知徹底し、充実した研修等の実施をお願い致します。
  - 指定避難所には障害者担当の係員や相談員を配置するようお願い致します。

## 回 答

1 1月からの地域生活支援事業の運用等の見直しについて

## <移動支援事業>

### 1、施設入所者の支給量

65歳未満の施設入所支援の支給決定者については、地域移行を推進する観点等から支給決定時間の上限を10時間から20時間に引き上げる。

### 2、車両の使用について

これまで公共交通機関以外の車両の利用は認めていなかった。

#### **改正点**

公共交通機関（タクシー、福祉有償運送を含む）の利用を原則とする。ただし、利用者の障害の状況、公共交通機関の利用が困難な地域等やむを得ない場合について、車両の使用を認めるものとする。

#### **留意点**

- ・車両の使用については、サービス提供中の事故が懸念されることから、あくまでも例外的な取扱いとする。
- ・事前に利用者と事業者が協議のうえ、責任の所在を明らかにしておくこと。
- ・事業所の車両を使用するときは、白タク行為にならないよう道路運送法上の許可を受けた車両を使用すること。
- ・例外的にやむを得ず利用者の家族が所有し、家族が運転する車両に同乗する場合についても、事前に利用者と事業者が協議の上、責任の所在を明らかにし、事故発生時の対応について双方合意の上で行われること。ただし、その場合に目的地等で家族が共に行動するときは、その家族の介護力が欠如している等の場合を除き基本的に算定不可とする。

### 3、通所施設利用者の始点終点の制限について

通所施設を始点終点とした移動支援は、施設の送迎の区別がつかないため認めていなかった。

#### **改正点**

恒常的な利用にならない場合で、始点終点を施設としなければ間に合わないイベントや、銀行、郵便局等の限られた時間に利用しなければならない単発の利用の場合については、移動支援の利用を認める。

#### **留意点**

施設を始点終点として買い物や散歩等を定期的に行うことは恒常的な利用とみなされるので不可とする。また、施設が送迎加算を算定する場合には、続けての移動支援の利用はできないものとする。

### 4、2泊以上の旅行における中日の取り扱いについて

これまで2泊3日以上旅行における中日については始点終点が利用者宅でないため算定不可としてきましたが、始点終点の例外として中日についても支援している時間については算定可とする。

## <地域活動支援センター>

同一法人が2箇所以上の作業所を運営している場合に、使用する車両を共有（A事業所の車両でB事業所の利用者を送迎）することを認めていませんでしたが、認めるものとする。（登録は必要）

## 第6 1回全日本手をつなぐ育成会全国大会高知大会に参加して

### 第2分科会 一 「多様な働き方、働く場をつくる」

とうふく 大和 泰子

私は、第2分科会、多様な働き方、働く場をつくる（労働・雇用）に参加しました。基調講演された特定非営利活動法人ワークスみらい高知代表、竹村利道さんのお話しにはとても興味深いものがありました。

竹村さんは、授産施設に勤務していた前職時代、軽作業を行う障害者の月額工賃は約8000円、そこには「できない」が充満し「仕方ない」が蔓延し自立からは程遠い生活であることに気づかれたそうです。退職して「福祉と一線を画し法定最低賃金で障がい者雇用」を掲げて食品工場を始めたが失敗、これまでの「福祉でやっているからお助けを」という手のひらを上にした“ちょうだい”の姿勢から「一緒に事業をやりませんか？」とまっすぐ手を差し出す“握手”の姿勢を意識してワークスみらい高知を始められたそうです。

今ではカフェレストランを7か所経営し100人障害者を雇用しているそうです。ここでは障がいをうりにしない、品質を高めサービスを徹底することに重点をおいたそうです。地域の人気店として有名だそうです。また就労支援と生活介護の中間的役割を担う就労研修センターも設立されたそうです。

竹村さんは、最後に「チャリティーではなくチャンスを与えられることが大切」「もうこれが限界ではなく、さあこれからだと思う気持ちになろう」と話されました。より多くの人たちがこういう気持ちになってくれるともっと多くの障害者が当たり前で社会で働けるのではないかと思います。また、日々接しているわが子との暮らしのなかでもこういう気持ちは大事だと思いました。

とうふく 支援員 森川 雄

第2分科会では労働や雇用について、「多様な働き方、働く場をつくる」というテーマで、4人の方に話していただきました。その中でも印象によく残ったのが基調講演の話です。まず地域で普通に生きていくということに対して、普通とは勤労、納税、教育という3大義務を遂行することではないかと考え、まず働くことによって工賃ではなく給与をもらい、税金を納める。そして税金を納めていることに誇りを持っていただくということを目標にされていました。

そのために企業と提携する際には「何か仕事をいただけませんか？」というのではなく、自分たちの覚悟を前提に「一緒に事業をやりませんか？」という姿勢をとることで軽作業をいただくのではなく、パートナーとしてお互いにメリットのあることを構築し発展させていくことができたそうです。

施設的环境を整える際は、障害があるからできないのではなく、どうすればできるの

かを考え、仕事の一連の流れの中でできない部分があれば機器に補ってもらうことで出来ることを増やしていました。また、飲食店であれば料理人を呼ぶ、というようにプロを雇っているそうです。

福祉に携わってきた方が考える利用者にとって難しことと職人の方の考え方が違って、更に教え方にも違いがあり、技術が早く身につくことが多いそうです。そして商売を始める際には「障がい者が作りました。」などは伝えなくても魅力的であればお客は来てくださるし、そこに障がいのある方が働いていても自然と受け入れてくださっているそうです。最終的には「ここで働いているんだ」と利用者が自慢できるということを目指しておられます。

私は実際にこのお店に伺わせていただきました。店内はお客が多くとてもきれいで清潔であり、料理の味も値段もとてもよかったです。料理にはドリンクやケーキもついていました。応対してくださった利用者の方は注文の確認や配膳をきっちりしてくださりました。様々なことが徹底されているように感じました。

今回参加させて頂いて、手をつなぐ育成会でどのような活動をされているのかということや、支援者としての心構えや様々な福祉に対する考えを学ぶことが出来てとても勉強になりました。2日間ありがとうございました。

### **第3分科会** — 「地域の「拠点」としての福祉施設

布施福祉作業所所長 横井 照美

この分科会は、地域での暮らしを支えるときの入所施設の位置づけや役割、暮らしの安心・安全のための施設の「地域化」「多様化」など、地域の拠点としての役割を考える内容の分科会でした。

基調講演（かがみの育成園 藤沢功賀氏）では、本人達の地域生活を支えるには、職員が地域の活動に積極的に参加して交わり、地域住民になっていく努力が必要であるということ。そして、地域社会を変えるのは本人達自身であって、本人達がまず地域生活を始め、一人の人間として地域の人たちとふれあうことで、障害に関する理解が得られていくということなど、入所施設から地域生活へ移行する取り組みから学ばれた説得力のある話をうかがうことが出来ました。

また、グループホーム「下宿屋」（牧野賢一氏）からの提言では、生きづらさをかかえた人たちの深刻なニーズに、地域の多くの人たちがかかわり、本人を中心にしたつながりをつくって、自己決定を支え、関係を支えるバックアップを実践されてきた話がありました。

いずれの話も、取り組みの大変さの中に、本人達の地域生活の力強さ、地域で支える人達の力強さを感じました。

真の意思決定が行われて地域で暮らすには、地域の人達とのつながりや自分らしく生きる力、失敗を恐れずに経験を積んで自信をつけていくことが、その人の人生や地域生活の土台となっていく大切な支援のポイントだと改めて思いました。

また、この分科会に参加させていただき自問する機会にもなりました。本人達の本当

の声を聴く努力をしているか。経験や選択の機会を阻害していないか。本人達にとって必要なものを地域で創造したり、必要なところや人につないだりできているか。周りだけが安心する世界（場所）に閉じ込めようとしていないかと・・・

地域の「拠点」として考えるとき、真の地域生活のバックアップとはなにか、それをどのように担っていくのかを改めて考えさせられた分科会でした。

## 第5分科会 — 「権利擁護と家族支援」

青山会理事長 黒崎 陸子

障害者虐待防止法、成年後見支援制度、障害者の権利条約を  
手がかりに

本人の社会自立支援とは、自立の変遷

就労などによる経済的自立や訓練により何でも自分で出来るようになること→精神的自立や必要な手助けを得ての自立→自己決定することが自立→意思決定支援が論議され昨年の障害者基本法の改正となった。

私達の家族が支援を受けてもどこまで正しく意思決定が出来るか。いくら支援を受けても契約したり解約したり トラブルを解決できると思えない。ここに成年後見制度の必要性が出てくる。意思決定支援を重要法律行為を除いた日常生活の範囲に限定して考えるべきであろう。日常生活が豊かなものであれば本人のQOLが大きく変わってくる。又その理念自体は重要である。（本人を福祉の客体としてでなく、権利の主体として扱うべきである。）

この問題は虐待防止法の必要性につながってくる。これまでの虐待事件は助けを求めていた本人たちの声（あるいは声なき声）に耳を貸さなかった、あるいは見て見ぬふりをしてきた関係者の方に問題がある。何より重要なのは、周囲の人達の意識を変えることであろう。本人を権利の主体として扱うとは、意思を表明出来ない本人の辛さや苦しみを同じ人間として気づくことである。

客観的に「本人にとって有害であれば虐待になる」周りの人たちが社会が知的障害者を一人の人格として認めることを受け入れることこそが自立の第一歩であり、目標点である。

人格の尊重とは稼げなくても、意思決定や表示が十分に出来なくても周りの人達が彼等のつたない言葉にしっかりと耳を傾け、気持ちを押し量り、心を受けとめてその「最善の利益」を目ざした支援が出来るか否かにかかっているともし言い換えることが出来る。法で規定している自立支援とは地域における自立生活である。

私達障害の子を持つ家族はどれだけその子が可愛く生きがいでであろうと多かれ少なかれ特別の犠牲をしいられている。成人して障害者のいる家族への支援とは、家族の支援なしで地域社会で安心して生きられるように「切り換える」あるいは「準備する」ための家族支援と位置づけることが重要。

地域で生きる主体性ある一人の人格として見る事が出来るよう親の意識改革が必要。親の役割は我が子を社会に託したあと社会の一員として障害者が生きていく社会環境の

整備や他の親が孤立することのないように支援するなどなすべきことは多い。それらを進めることで社会の理解が深まり親亡きあとも存在を認められ安全に生きていくことが出来るのである。

権利条約が批准され、差別禁止法が成立しても社会が急にあたたかく受け入れてくれることはない。社会の中で支援を受けつつ、一人の人格として尊重され安全に生きられること、つまり「社会自立支援」であることを確認し、目標に掲げ、現実的に一步一步進んでいかなければならない。

一人一人の人間性が尊重されなければ、それぞれの幸福はありえません。法制度が変わり、サービスが充実しても親の意識や社会の認識が変わらない限り、障害者の社会自立はなかなか進展しないのです。

今までは福祉の中で生きてきた。よい時代になった。いろいろな方が関わって下さる社会の中で生きていけるようになった。親亡きあとは親の居る間にしておきたい。利用するだけの親でなく、社会貢献を・・・と2時間にわたりご講演いただきました。すばらしいお話に来てよかったですと思いました。

## **第6分科会** 一 「育成会のこれからの10年・ビジョンとプラン・被災地支援の現状（親の会活動）」

とうふく 坂本 ヒロ子

まず田中常務から障害者総合支援法について説明、解説がありました。

特に「意思決定支援」「サービス等利用計画と個別支援計画の関係」「地域で安心して暮らすことのできるバックアップ機能の充実 イメージ(仮称)地域生活安心センター」「地域拠点となる多機能型小規模入所施設(案)～地域のセーフティーネットを構築する～」については、詳しく説明があり、これらが実現すると 私達の子供の地域生活はかなり安心できるものになると思われます。

片桐副理事長は、今、育成会に求められているのは「坂本龍馬」のような人物 活動で、思考・・・立場の違う人のいうこともしっかりと聴き、良きところを吸収する 志向・・・新しい時代のビジョンと人脈、試行・・・枠に捉われない柔軟な行動への想い、期待が込められているのではないか、そして、今希求・必要とされるのは「維新・革命」ではなく「温故知新」(継承と発展の戦略的現実主義)と思う。

これからの育成会(親の会)は『地域社会づくり』に参画・協働することが大切だと言われました。

福島岡山県手をつなぐ育成会副会長は、育成会運動の原点「この子らに教育を」を忘れては「地域社会で共生」する障害者福祉を守り育てることは出来ない。先人たちが残した運動の歴史は今の育成会運動では総てを取り組んでいく必要があるということで歴史を振り返られました。

## 記念講演 「支えること 支えられること」

厚生労働省社会援護局長 村木 厚子氏

### 第2 東福支援員 高柳 直美

今回初めて育成会の大会に参加させていただきました。どんな大会なのか全く想像ができなかったので少し不安がありましたが、行かせていただき、講義を聴くことができました。たくさんの方の気づきや学びがありました。

記念講演では、厚生労働省社会・援護局長の村木厚子さんのお話を聞くことができました。お話の中で「共生社会」についての説明があり、その中では「共生社会とは、全ての国民が、年齢や障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支えあって生きる社会である」とありました。私は今まで漠然と、いわゆる「社会的弱者」といわれる人達を支えることが共生社会なんだという捉え方をしていました。しかし、この文の意味と、村木さんが大阪拘置所で不当に拘留されていた169日の中で、たくさんの方の支えを受け、乗り切ることができたという話を合わせて理解すると、支えられる人と支えられる人がいるのではなく、誰もがあの日突然、誰かの支えや助けが必要になる時があったり、ある時は支える人になり、ある時は支えられる人になるんだという、「相互に支えあう関係性」というのが、共生社会の正しい理解なんだということに気づきました。問題が起こった時に、自分だけで解決するのが困難な場合は、起きている問題によって、その問題解決が得意そうな人に助けを求め、様々な分野の人たちが緩やかなつながりを持ち、チームで大きな問題を解決していくことが大切であると言われていました。

大きな問題を解決する場合に、大切な支えとして3つの支えを挙げて話されました。

まず一番は、「自分自身」です。村木さんは拘置所での生活の中で、拘置所ってどんなところなの？といった好奇心を持って過ごしたり、好きな本を150冊も読まれたり、しっかりと食べよく寝るなど、悲観的になるのではなく、自分自身積極的に生きようとされていました。

次に大きな支えは、「家族や仲間の支え」だったそうです。やはりご主人の支えはもちろんですが、娘さんの支えは本当に大きいものだったそうです。そして同じ職場で働いていた仲間も、村木さんのために応援のメッセージや手紙などを書かれ、村木さんも自信を持って無罪を証明するために頑張ることができたと言われていました。

3つ目に大切な支えは、「公的なプロの支え」だそうです。無罪を証明するためのたくさんの方の証拠や資料をそろえるプロ、弁護士、検察官などその道のプロと言われる人たちの助けがあったからこそ、無罪を勝ち取ることができたと言われていました。

最後に、本人の力を最大限発揮できるようにするために大切なことは、その人がやりたいことや、やりたいと思う気持ちを削がずにその人の尊厳を守りながら、できるところをのばすということです。

施設を利用されている利用者の皆さんのしたいことやできることをしっかりと見て、丁寧に支援し、ある時は支え、ある時は支えられる関係性を持つことができればいいなあと、感じています。

参加させていただきました。ありがとうございました。



# 東大阪市における虐待対応の流れについて

東大阪成年後見支援センター 北 秀昭

10月から障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）がはじまりました。ここでは東大阪市における虐待対応の流れについて東大阪市自立支援協議会権利擁護部会で検討し、市が作成したものを掲載します（『希い』用に編集しました）

## 障害者虐待への対応（養護者による虐待の場合）

虐待を発見した人（通報）

虐待を受けた人（届出）

通報・届出・相談の窓口

（開庁時）障害者支援室（06-4309-3184）

東福祉事務所障害福祉係（072-988-6628）

中福祉事務所障害福祉係（072-960-9285）

西福祉事務所障害福祉係（06-6784-7980）

東保健センター（072-982-2603）

中保健センター（072-965-6411）

西保健センター（06-6788-0085）

（閉庁時）市役所宿直室（06-4309-3330）

事実確認

対応方針の協議

安否確認・立ち入り調査

障害者の保護・障害者への支援・養護者への支援・成年後見制度の活用

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は上記窓口へ、雇用先による障害者虐待については、上記窓口に加え、大阪府障がい者権利擁護センター（06-6944-6615）も窓口となり、対応されます。

# 高齢化に向けて ～住まいと暮らし～

布施福祉作業所 原田 美奈子

10月4日第2東福多目的室において（社福）若葉副島宏克常務理事（元全日本手をつなぐ育成会理事長）をお招きして学習会を開催しました。

副島さんのにこやかな笑顔、やさしい口調で始まりました。

九州佐賀県のご出身で 尾道、因島の日立造船に勤務されて、ご長女の障害をきっかけに福祉に関わられたそうです。昭和55年に親の会を設立され、昭和60年に小規模作業所を設立されました。昭和61年に退職されたそうです。全日本育成会の理事長も務められていました。

現在は、広島県手をつなぐ育成会の会長、（社福）若葉常務理事、総合施設長をされています。ご自身でなぜ長く福祉に携わってこられたかを振り返ってみると 福祉の専門家ではないから続けられていると結論が出たそうです。

数十ページの資料に基づいて話しが進んでいきます。30年ほど前では「偏見と差別」の世の中、地域のじゃまもの、親の会には傷のなめあいをする会等と言われたそうです。

『障害者福祉の取り組みは地域づくり運動と実践である。障害者が地域で生きていく上で必要不可欠なことは、他者との関係の中で生きる力をつけ、生活の幅を持つこと。障害者福祉が目指す目標は障害のある人を受け入れ、共に暮らす（地域づくり）であり、作業所を作ることが使命ではない』と話され、胸に響きました。学校を卒業し、作業所に入所でき良かったと強く思ってきたからです。

また 施設利用者の方への生活支援の話は、原因をじっくり観察し、実践・体験させ、ご本人にどちらがいいか自己決定してもらい 良い生活習慣を習得されたことは心あたたまるものを感じました。

「共生社会の地域づくりを民間が主となり、行政と協働作業で取り組んでいくことが大切であり、育成会が皆さんの困っていることを自助努力をしながら活動し、不足していることを中央に発信することが最も重要」と言われ強い気持ちになりました。副島さんの熱い思いを感じ取った学習会でした。

## お知らせ

### 防災頭巾を各事業所へ配布

皆さんに、総会で承認をいただきました防災頭巾を、事業所へ配布いたしました。

各事業所において、防災訓練等をしていただき、有効に役立てていただけることを希望いたします。

### 12月1日 運動会開催

今年の運動会は、大学生・中学生のボランティア15名がアトラクション等に参加してくれます。一緒に盛り上がりましょう！！